

# 刈り払い機導入について

11-9-21 泉佐野丘陵緑地パーククラブ会長起案

1. 理由：今夏 20 人程度で水辺の広場付近のみ手作業で死守できたという現実に雑草や竹の強さを思い知らされた。郷の館、レンジャー広場、竹の丘、バンブー広場及び周遊路を維持するのに刈り払い機の活用が必要とされる。
2. 講習：大阪府林業・木材労働災害防止協大阪支部の半日に渡る講習を約 20 人程度受講する。[三期生を含む] もし、刈り払い機購入時に業者がやってくれるのであればそれでよし。
3. 講習時期：1 月の土曜日
4. 希望台数：刈り払い機 5 台
5. 安全マニュアル：講習終了次第速やかに作成する。一月の運営会議の承認を得る。
6. 保険：刈り払い機の保険に加入
7. 使用開始：早くとも 2012 年 4 月から [保険の加入時期の関係で]

\* 上記内容を認可いただき、ボランティア活動参加者の減少傾向に歯止めをかけ、パークレンジャー本来の活動に多くの時間をさけるように工夫したいと思えます。

\* また、上記内容の費用に関する件につきましては、大輪会の援助を得たいと考えておりますのでよろしくおねがいします。

(刈り払い機\* 5 台、講習費用、保険代=一人 4900 円)

# 覚 書 (改正案)

大阪府岸和田土木事務所(以下「甲」という。)と泉佐野丘陵緑地パーククラブ(以下「乙」という。)は、(仮称) 泉佐野丘陵緑地におけるボランティア活動について、下記のとおり覚書を締結する。

## (目的)

第1条 この覚書は、(仮称) 泉佐野丘陵緑地において、甲との協議により乙が実施する整備・管理・運営にかかわるボランティア活動を行なう際の基本的な事項について定めるものである。

## (活動の内容)

第2条 乙は、公園づくりの計画、整備から管理、運営に至るまであらゆる活動を行うものとし、詳細は運営会議において合意した年度ごとの活動計画書によるものとする。

- 2 乙の2名は、泉佐野丘陵緑地運営会議の委員として会議に出席し、意見を述べることができる。
- 3 乙は、下記の資料を作成し、甲に提出するものとし、受理された内容について公園内での活動ができるものとする。ただし、提出資料に変更が生じた場合、その都度変更した資料を提出するものとする。
  - 一 会則
  - 二 運営会議の承諾を得た1年間の活動計画書
  - 三 活動場所(活動区域図)
  - 四 役割分担や担当者の連絡先を記載したパーククラブメンバー表

## (活動のルール)

第3条 活動を行うときには、下記のルールを守るものとする。

- 一 乙の作業は基本的に手作業で行うものとし、重機やチェーンソー、刈払機などの機械類を使用しない範囲で行うものとする。ただし、重機や機械類等の作業が必要となった時は、甲と協議し、甲が行うものとする。
- 二 甲の許可なく公園内へ動植物を持ち込まないこと。
- 三 甲の許可なく公園外へ動植物を採取して持ち出さないこと。
- 四 パークレンジャーの帽子、名札を必ず着用すること。
- 五 単独活動は避け、必ず2人以上で活動を行うこと。
- 六 竹木の伐採や草刈りなど危険を伴う作業を行うときは、参加者皆で活動前に活動内容に対する安全対策について十分に確認し、必ずヘルメットを着用するなど安全確認に努めること。
- 七 活動計画書に記載されていない日に活動を行う場合は、活動を行う日、メンバー、活動内容、活動場所等について、活動日前日までに甲に届け出ること。
- 八 活動後は活動日誌等その実施内容が把握できる資料を作成し、乙のメンバー全員で共有するとともに、甲にもその都度提出すること。
- 九 活動当日には、活動開始前と活動終了後に甲に連絡すること。

## (活動内容の報告及び報告書等の提出)

第4条 乙は、定期的(概ね3ヶ月毎)に運営会議において活動内容を報告し、計画を協議・調整すること。

- 2 乙は、毎年度末に1年間の活動内容をまとめた活動報告書を甲に提出すること。

(活動の支援及び協力)

第5条 甲は、乙の活動に対し、次のとおり支援・協力を行うものとする。

- 一 りんくう公園管理事務所及び泉佐野丘陵緑地への車での来園許可と駐車場所の提供
- 二 活動のために必要な会議室の無償使用（りんくう公園管理事務所1階会議室）
- 三 泉佐野丘陵緑地工区事務所コピー機の使用
- 四 甲のホームページ等での活動紹介
- 五 泉佐野丘陵緑地出入口の鍵について、乙の代表者への貸出
- 六 竹木の伐採や土地の改変などの行為の包括的な許可
- 七 必要と認められる資材の提供

**八 必要と認められる機械の貸し出し**

**九 その他甲が必要なものと認める支援**

2 1項の七については、活動内容と必要となる資材の名称、規格、数量等を、概ね2週間前に甲に提出し、承認を得るものとする。

**1項の八については、必要となる資格保持者、講習修了者が作業に従事するものとする。**

(園内への駐車について)

第6条 りんくう公園管理事務所及び泉佐野丘陵緑地においてパークレンジャーとしての活動する際に車両で来園する場合は、下記のルールを守ること。

- 一 車両は、甲の指定する場所に駐車すること。
- 二 門扉については、関係者以外の侵入を防止するため、開けたら必ず閉めておくこと。
- 三 あらかじめ甲に車両ナンバーの届出を行い、許可書の交付を受けるとともに、駐車中はフロント部に掲示すること。
- 四 活動以外の目的で来園した場合は、園内への車両の進入及び駐車はしないこと。

(事故への対応)

第7条 乙は、活動内容に応じて団体構成員を対象とする傷害保険に加入すること。万一、事故が発生したときは、乙の責任において適切な対応をするとともに、甲に速やかに報告すること。

(期 間)

第8条 この覚書の有効期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし年度最終の運営会議において、翌年度の活動計画について合意形成が図られた場合は自動継続とする。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年 月 日

甲 [住所] 大阪府岸和田市野田町1-3-2  
[名称] 大阪府岸和田土木事務所  
[代表者名] 所長 窪田 誠

乙 [住所] 大阪府泉佐野市りんくう往来北1-2-71  
[ボランティア団体名] 泉佐野丘陵緑地パーククラブ  
[代表者名] 会長 殿元 日出夫